

## 船舶潤滑油買入仕様書

この潤滑油は、第八管区海上保安本部に所属する船艇(当庁各部署に所属する船艇を含む。)用として買入するもので、下記により納入するものとする。

### 記

1 件名 ディーゼルエンジン油ほか2点買入(敦賀港等)

### 2 品目、規格、単位、数量

| 品 目         | 規 格                    | 単 位  | 予定数量  | 備 考      |
|-------------|------------------------|------|-------|----------|
| ①ディーゼルエンジン油 | カストロール HLX40           | リットル | 3,553 | 209ℓドラム缶 |
| ②ディーゼルエンジン油 | カストロール HLX40           | リットル | 414   | 18ℓペール缶  |
| ③ディーゼルエンジン油 | カストロール HLX30<br>または同等品 | リットル | 180   | 18ℓペール缶  |

※ただし、予定数量はあくまでも当方で予定した数量であり、確約する数量ではないので注意すること。

3 契約期間  
- 令和 7 年 4 月 1 日 から  
- 令和 8 年 3 月 31 日 まで

4 納入場所  
- ①については、敦賀港に停泊中の指定する船舶の船内タンク又はその他官の指定する場所  
- ②については、敦賀港に停泊中の指定する船舶又はその他官の指定する場所  
- ③については、小浜港に停泊中の指定する船舶又はその他官の指定する場所

5 納入期限  
- 令和 7 年 4 月 1 日 から  
- 令和 8 年 3 月 31 日 まで

### 6 仕様

- 納入月の納入予定数量が、3,000リットル以上の場合には、あらかじめその油類の社内試験成績書等、検査に必要な書類を検査職員に提出すること。
- 納入に際し、納品書を添付し、第八管区海上保安本部で任命する検査職員の実施する検査に合格すること。
- 納入に際し、納入場所①について担当職員が指定する場合は、納入業者が船内タンク等に直接納入することとし、納入に要した費用はすべて納入業者の負担とする。(※担当職員とは、敦賀海上保安部管理課職員とする。)
- 搭載に際しては、関係法令等を遵守すること。  
納入に際し、所管消防署長に申請が必要な場合は、承認を受けること。  
なお、申請に要した費用は、関係書類の写しを添えて別途請求すること。
- 納入に際し、検査職員立会いの上実施し、流出、落下等しないように厳重に注意して行うこと。
- 流出、落下等の事故が発生した場合、直ちに防除措置等を実施し、担当職員に連絡すること。  
油防除措置等に要した費用については、納入業者負担とする。
- 納入代金の請求は、当庁が実施する検査合格後、1ヶ月分の数量を取りまとめ、翌月はじめに請求すること。
- 物価変動その他経済状況の変動により契約単価が不相当であると認められる場合は、協議のうえこれを変更するものとする。
- 同等品による場合は、入札参加申請時に仕様確認申請書を提出し、承認を得ること。  
なお、仕様確認申請書には、必要に応じて次の書類を添付すること。  
イ 2項目の仕様を満たしていることが明確に判断できる製品のカatalog等資料  
ロ 仕様を確認するため、担当職員が提出を求める書類同等品による場合